

札幌市告示第 1 0 6 4 号

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成 1 6 年札幌市条例第 4 4 号）第 1 1 条第 1 項に基づき美化推進重点区域を、また同条例第 1 2 条第 1 項の規定に基づき喫煙制限区域をそれぞれ次のとおり指定するので、これを告示する。

なお、関係図面は、平成 1 7 年 8 月 1 日から 1 月間、本市環境局環境事業部ごみ減量推進課において縦覧に供する。

平成 1 7 年 8 月 1 日

札幌市長 上田 文雄

1. 美化推進重点区域及び喫煙制限区域の名称

都心部美化推進重点区域

都心部喫煙制限区域

2. 美化推進重点区域及び喫煙制限区域の範囲（別図表示の区域）

主要市道真駒内篠路線（西側歩道）、一般国道 5 号（西側歩道）、市道西 5 丁目線（東側歩道）、一般国道 3 6 号（北側歩道）、市道南 4 条線（北側歩道）、市道北 8 条線（南側歩道）に囲まれた区域

3. 美化推進重点区域及び喫煙制限区域を指定する年月日

平成 1 7 年 8 月 1 日

別図 都心部美化推進重点区域及び都心部喫煙制限区域

